

「航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」
の一部改正について

1. 背景

「航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則（以下「要領」という。）」は、「航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告について」（平成 18 年 9 月 26 日付け、国空航第 530-2 号、国空機第 661-2 号）に規定した航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 111 条の 4（同法第 124 条において準用する場合を含む。）に基づく報告並びに航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下、「規則」という。）第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号の具体的な事例の要領の細目的な事項を定めるものである。

今般、「重大インシデントに関する機長報告の処理要領」を改正する事に伴い、物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態のうち、事故が発生するおそれがないことが確認された事態については重大インシデントの対象としない事とする一方で、そのうち一定の大きさ及び重量を有する物件が落下した事態については、安全上の支障を及ぼす事態として引き続き報告対象とすることから、要領について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

規則第 221 条の 2 第 4 号の具体的な事例に、以下を追加。

○物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態

3. 今後のスケジュール

適用 ： 令和 8 年 9 月（予定）